

改 正 案	現 行
第一条（略） （法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由） 第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。 一（略） 七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。 イ（略） ニ 贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益を除く。以下同じ。）が零を超えること。 ホ（略） ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「経営承継受贈者」という。）であること。 (1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下(8)を除きこの号において同じ。）であつて、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数（有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る	第一条（略） （法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由） 第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。 一（略） 七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。 イ（略） ニ 贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。 ホ（略） ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「経営承継受贈者」という。）であること。 (1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であつて、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数（有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る

議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 削除

(3) (7) (略)

(8) 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でないこと。

チ・ヌ (略)

八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第三項に規定する申請書を提出する時ににおいて、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ・ヘ (略)

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「経営承継相続人」という。）であること。

(1) (略)
(2) 削除

(3) (7) (略)
チ・リ (略)

九 (略)

2 前項第七号及び第八号の規定の適用については、中小企業者の経営承継贈与者からの贈与の時又は中小企業者の経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時ににおいて、当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当するときは当該中小企業者は資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないものとみなし、当該

数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の株式等の贈与者の親族であること。

(3) (7) (略)

(8) 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の役員でないこと。

チ・ヌ (略)

八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第三項に規定する申請書を提出する時ににおいて、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ・ヘ (略)

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「経営承継相続人」という。）であること。

(1) (略)
(2) 当該相続の開始の直前において、当該被相続人の親族であつたこと。

(3) (7) (略)
チ・リ (略)

九 (略)

2 前項第七号及び第八号の規定の適用については、中小企業者の経営承継贈与者からの贈与の時又は中小企業者の経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時ににおいて、当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当するときは当該中小企業者は資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないものとみなし、当該

中小企業者の特別子会社が次に掲げるいずれにも該当するとき
は当該特別子会社は資産保有型子会社及び資産運用型子会社に
該当しないものとみなす。

一 当該中小企業者の常時使用する従業員（経営承継受贈者又は
経営承継相続人及びこれらの者と生計を一にする親族を除
く。以下この項において「親族外従業員」という。）の数が
五人以上であること。

二 当該中小企業者が、親族外従業員が勤務している事務所、
店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借し
ていること。

三 当該贈与の日又は当該相続の開始の日まで引き続き三年以
上にわたり、次に掲げるいずれかの業務をしていること。

イ 商品販売等（商品の販売、資産の貸付け（経営承継受贈
者又は経営承継相続人に対するもの及び経営承継受贈者又
は経営承継相続人の同族関係者に対するものを除く。）又は
は役務の提供で、継続して対価を得て行われるものをいい
、その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。以
下同じ。）

ロ・ハ（略）

3

中小企業者の代表者が、贈与（第一項第七号チ(1)又は(2)に掲
げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与に限る。）
により当該中小企業者の株式等取得していた場合において、
当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が
開始し、かつ、当該贈与者からの相続又は遺贈により財産を取
得したことに従い相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第
十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得
した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることと
なるとき（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の
適用がある場合を含む。）は、第一項第八号の規定の適用につ
いては、当該贈与者を当該代表者の被相続人と、当該贈与によ
り取得した株式等を当該贈与者から相続又は遺贈により取得し
た株式等とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる
規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と

中小企業者の特別子会社が次に掲げるいずれにも該当するとき
は当該特別子会社は資産保有型子会社及び資産運用型子会社に
該当しないものとみなす。

一 当該中小企業者の常時使用する従業員の数が五人以上であ
ること。

二 当該中小企業者が、前号の常時使用する従業員が勤務して
いる事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し
、又は賃借していること。

三 当該贈与の日又は当該相続の開始の日まで引き続き三年以
上にわたり、次に掲げるいずれかの業務をしていること。

イ 商品販売等（商品の販売、資産の貸付け又は役務の提供
で、継続して対価を得て行われるものをいい、その商品の
開発若しくは生産又は役務の開発を含む。以下同じ。）

ロ・ハ（略）

3

中小企業者の代表者が、贈与（第一項第七号チ(1)又は(2)に掲
げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与に限る。）
により当該中小企業者の株式等取得していた場合において、
当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が
開始し、かつ、当該贈与者からの相続又は遺贈により財産を取
得したことに従い相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第
十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得
した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることと
なるとき（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の
適用がある場合を含む。）は、第一項第八号の規定の適用につ
いては、当該贈与者を当該代表者の被相続人と、当該贈与によ
り取得した株式等を当該贈与者から相続又は遺贈により取得し
た株式等とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる
規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と

読み替えるものとする。		(略)			第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(4)及び(6)、チ並びにリ	(略)	第六条第一項第八号ト(3)	当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であつたこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。	当該代表者の被相続人からの贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であつたこと。
(削る)		(略)							
4～6 (略)		(略)							
第七条・第八条 (略)		(略)							

読み替えるものとする。		(略)			第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(2)及び(4)から(6)まで、チ並びにリ	(略)	第六条第一項第八号ト(3)	当該相続の開始の直前	当該代表者の被相続人からの贈与の直前
(略)		(略)						当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であつたこと（次に掲げるいずれかに該当する場合を除く。）。	当該代表者の被相続人からの贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であつたこと。
4～6 (略)		(略)						であること（次に掲げるいずれかに該当するときは除く。）。	であること。
第七条・第八条 (略)		(略)							

(認定の取消し)

2 第九條 (略)

經濟産業大臣は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。)を受けた中小企業者(以下「特別贈与認定中小企業者」という。)が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 贈与雇用判定期間(当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。)の末日又は臨時贈与雇用判定期間(当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合(経営承継贈与者の相続が開始した場合にあつては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を經濟産業大臣に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。)における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号において同じ。)の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日(第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。)におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)が、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を下回る数となったこと。

四・二十 (略)

二十一 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者が当該

(認定の取消し)

2 第九條 (略)

經濟産業大臣は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。)を受けた中小企業者(以下「特別贈与認定中小企業者」という。)が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 贈与報告基準日(第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。又は臨時贈与報告基準日(同条第十一項の臨時贈与報告基準日をいう。)において、当該特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を下回る数となったこと。

四・二十 (略)

二十一 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者が当該

特別贈与認定中小企業者の代表者となったこと。

二十二・二十三 (略)

3 経済産業大臣は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別相続認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 相続雇用判定期間（当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日において、当該相続雇用判定期間に存する当該特別相続認定中小企業者の相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該相続雇用判定期間に存する当該相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、当該認定に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回る数となったこと。

四 四十一 (略)

4 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が次に掲げるいずれかに該当するに至った場合であつて、その旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときは、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合若しくは当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者となった場合又は当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者

特別贈与認定中小企業者の代表者又は役員（代表者を除き、当該特別贈与認定中小企業者から給与の支給を受けた役員に限る。第四項において同じ。）となったこと。

二十二・二十三 (略)

3 経済産業大臣は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別相続認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。）において、当該特別相続認定中小企業者の常時使用する従業員の数が当該認定に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回る数となったこと。

四 四十一 (略)

4 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が次に掲げるいずれかに該当するに至った場合であつて、その旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときは、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合若しくは当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者若しくは役員となった場合又は当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企

を退任した場合であっても、第二項第二号若しくは第二十一号又は前項第二号に該当しないものとみなす。ただし、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十四条第二項又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第四十二条第一項の規定による管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合は、この限りでない。

5・6 (略)

（合併があつた場合の認定の承継）

第十条 特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立会社の成立の日（以下「合併効力発生日等」という。）に次に掲げるいづれにも該当することについて第十二条第十四項の認定を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一・六 (略)

2 特別相続認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、合併効力発生日等に次に掲げるいづれにも該当することについて第十二条第十四項の認定を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一・六 (略)

4 3 (略)

吸収合併存続会社等が第一項ただし書の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において、前条第二項第三号の規定の適用については、「贈与の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは、「贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をい

業者の代表者を退任した場合であっても、第二項第二号若しくは第二十一号又は前項第二号に該当しないものとみなす。ただし、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十四条第二項又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第四十二条第一項の規定による管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合は、この限りでない。

5・6 (略)

（合併があつた場合の認定の承継）

第十条 特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立会社の成立の日（以下「合併効力発生日等」という。）に次に掲げるいづれにも該当することについて第十二条第十三項の認定を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一・六 (略)

2 特別相続認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、合併効力発生日等に次に掲げるいづれにも該当することについて第十二条第十三項の認定を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一・六 (略)

4 3 (略)

吸収合併存続会社等が第一項ただし書の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において、前条第二項第三号の規定の適用については、「贈与の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは、「贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をい

、合併前特別贈与認定中小企業者（次条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特別贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別贈与認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

5 吸収合併存続会社等が第二項ただし書の規定により特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において、前条第三項第三号の規定の適用については「相続の開始の時間における常時使用する従業員の数」とあるのは「相続の開始の時間における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用

、合併前特別贈与認定中小企業者（次条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特別贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別贈与認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

5 吸収合併存続会社等が第二項ただし書の規定により特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において、前条第三項第三号の規定の適用については「相続の開始の時間における常時使用する従業員の数」とあるのは「相続の開始の時間における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特

「」の数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日（直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、それぞれ加えた数」と、第六条第三項の規定による読み替へ後の前条第三項第三号の規定の適用については「被相続人からの贈与の時に於ける常時使用する従業員の数」とあるのは「被相続人からの贈与の時に於ける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日（直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、それぞれ加えた数」と読み替へるものとす

別相続認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日（直前における常時使用する従業員の数を、それぞれ加えた数」と、第六条第三項の規定による読み替へ後の前条第三項第三号の規定の適用については「被相続人からの贈与の時に於ける常時使用する従業員の数」とあるのは「被相続人からの贈与の時に於ける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日（直前における常時使用する従業員の数を、それぞれ加えた数」と読み替へるものとする。

る。

(株式交換等があつた場合の認定の承継)

第十一条 第九条第二項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換がその効力を生ずる日又は株式移転設立完全親会社の成立の日(以下「株式交換効力発生日等」という。)に次に掲げるいずれにも該当することについて次条第十四項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとなす。

一六 (略)

2 第九条第三項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換効力発生日等に次に掲げるいずれにも該当することについて次条第十四項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとなす。

一六 (略)

3 (略)

4 株式交換完全親会社等が第一項の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	
第九條第二項第三号	常時使用する従業員の数 の合計
	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計

(株式交換等があつた場合の認定の承継)

第十一条 第九条第二項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換がその効力を生ずる日又は株式移転設立完全親会社の成立の日(以下「株式交換効力発生日等」という。)に次に掲げるいずれにも該当することについて次条第十三項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとなす。

一六 (略)

2 第九条第三項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換効力発生日等に次に掲げるいずれにも該当することについて次条第十三項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとなす。

一六 (略)

3 (略)

4 株式交換完全親会社等が第一項の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	
第九條第二項第三号	当該特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数が当該認定に係
	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計数が、当

					者となつた	全子会社等の代表者となつた
(略)						
(略)						
第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項第三号、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号	当該特別贈与認定中小企業者	当該特別贈与認定中小企業者及び株式会社等				
5 株式交換完全親会社等が第二項の規定により特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。						
(略)						
第九条第三項第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計	当該認定に係る相続の開始の時に係る相続の開始の時に係る株式交換完全子会社等の常時使用する	当該認定に係る相続の開始の時に係る株式交換完全子会社等の常時使用する		

	第六条第三項の規 定による読替え後 の第九条第三項第 三号
従業員の数	常時使用する従業 員の数の合計 当該特別相続認定 中小企業者の経営 承継相続人の被相 続人からの贈与の 時における常時使 用する従業員の数
する従業員の数に当該特 別相続認定中小企業者の 株式交換効力発生日等の 直前における常時使用す る従業員の数に当該株式 交換効力発生日等から相 続雇用判定期間の末日ま での期間内に存する相続 報告基準日の数を乗じて これを相続雇用判定期間 内に存する相続報告基準 日の数で除して計算した 数（その数に一未満の端 数があるときは、その端 数を切り上げた数）を加 えた数	当該特別相続認定中小企 業者及び株式交換完全子 会社等の常時使用する従 業員の数の合計 当該特別相続認定中小企 業者の経営承継相続人の 被相続人からの贈与の時 における株式交換完全子 会社等の常時使用する従 業員の数に当該特別相続 認定中小企業者の株式交 換効力発生日等の直前に おける常時使用する従業 員の数に当該株式交換効 力発生日等から相続雇用 判定期間の末日までの期 間内に存する相続報告基
	第六条第三項の規 定による読替え後 の第九条第三項第 三号
当該特別相続認定 中小企業者の常時 使用する従業員の 数が当該特別相続 認定中小企業者の 経営承継相続人の 被相続人からの贈 与の時における常 時使用する従業員 の数	
当該特別相続認定中小企 業者及び株式交換完全子 会社等の常時使用する従 業員の数の合計数が、当 該特別相続認定中小企業 者の経営承継相続人の被 相続人からの贈与の時に おける株式交換完全子会 社等の常時使用する従業 員の数に当該特別相続認 定中小企業者の株式交換 効力発生日等の直前にお ける常時使用する従業員 の数を加えた数	小企業者の株式交換効力 発生日等の直前における 常時使用する従業員の数 を加えた数

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	準日の数を乗じてこれを 相続雇用判定期間内に存 する相続報告基準日の数 で除して計算した数(そ の数に一未満の端数があ るときは、その端数を切 り上げた数)を加えた数

(報告)
第十二条

254 (略)

5 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、第九條第二項各号(第三号及び第二十二号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに該当した場合(当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合を除く。)にあつては、同項各号のいずれかに該当した日(以下「随時贈与報告基準日」という。)(の翌日から一月(当該経営承継受贈者が死亡した場合にあつては、四月)を経過する日までに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、当該経営承継受贈者が死亡した場合にあつては、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(報告)
第十二条 (略)

254 (略)

5 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、第九條第二項各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに該当した場合(当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合を除く。)にあつては、同項各号のいずれかに該当した日(以下「随時贈与報告基準日」という。)(の翌日から一月(当該経営承継受贈者が死亡した場合にあつては、四月)を経過する日までに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、当該経営承継受贈者が死亡した場合にあつては、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。

ならない。

一〇八 (略)

六〇 (略)

11 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）にあつては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から八月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

一 (略)

二 臨時贈与雇用報告期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。）の末日において、当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

三〇八 (略)

12 前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇三 (略)

四 削除

五〇八 (略)

13 第十一項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者であつて次条第一項の確認を受けようとするものは、前項の報告書を次条第二項の申請書と併せて経済産業大臣に提出しなければならない。

一〇八 (略)

六〇 (略)

11 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）にあつては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から四月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

一 (略)

二 当該臨時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数

三〇八 (略)

12 前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇三 (略)

四 臨時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書

五〇八 (略)

ならない。

14 経済産業大臣は、第一項及び第三項の報告を受けた場合には第九條第二項各号又は第三項各号に該当しないこと、第五項ただし書及び第七項ただし書の報告を受けた場合には第九條第二項第二号から第二十二号まで又は第九條第三項第二号から第二十二号までに該当しないこと、第九項の報告を受けた場合には第十條第一項各号又は第二項各号に該当すること、第十項の報告を受けた場合には前條第一項各号又は第二項各号に該当すること、並びに第十一項の報告を受けた場合には第九條第二項各号（第二十二号を除く。）に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者（第九項の報告を受けた場合にあつては吸収合併相続会社等、第十項の報告を受けた場合にあつては株式交換完全親会社等）に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

（経営承継贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認）
第十三条 特別贈与認定中小企業者等（特別贈与認定中小企業者（特別贈与認定中小企業者であつた者を含み、第九條第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七條第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併相続会社等及び特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）は、当該特別贈与認定中小企業者等（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合には、次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

一七（略）

八 当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されてい

13 経済産業大臣は、第一項、第三項及び第十一項の報告を受けた場合には第九條第二項各号又は第三項各号に該当しないこと、第五項ただし書及び第七項ただし書の報告を受けた場合には第九條第二項第二号から第二十二号まで又は第九條第三項第二号から第二十二号までに該当しないこと、第九項の報告を受けた場合には第十條第一項各号又は第二項各号に該当すること、並びに第十項の報告を受けた場合には前條第一項各号又は第二項各号に該当することをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者（第九項の報告を受けた場合にあつては吸収合併相続会社等、第十項の報告を受けた場合にあつては株式交換完全親会社等）に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

（経営承継贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認）
第十三条 特別贈与認定中小企業者等（特別贈与認定中小企業者（特別贈与認定中小企業者であつた者を含み、第九條第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七條第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併相続会社等及び特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）は、当該特別贈与認定中小企業者等（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合には、次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

一七（略）

八 当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、次に掲げるいずれにも該当する者であること。

る者を除き、第九条第四項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該相続の開始の時に於いて、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

九 (略)

25 (略)

第十四条 (略)

(法第十五条の経済産業省令で定める要件)

第十五条 法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（以下「特定代表者」という。）がいること。

イ・ロ (略)

五 (略)

六 当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。）がいること。

七 (略)

第十六条 (指導及び助言に係る経済産業大臣の確認)
(略)

イ 当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該相続の開始の時に於いて、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

ロ 当該相続の開始の直前において、当該経営承継贈与者の親族であつたこと。

九 (略)

25 (略)

第十四条 (略)

(法第十五条の経済産業省令で定める要件)

第十五条 法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者であつて、その親族に特定後継者がいるもの（以下「特定代表者」という。）がいること。

イ・ロ (略)

五 (略)

六 当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（特定代表者又は特定後継者の親族のうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。）がいること。

七 (略)

第十六条 (指導及び助言に係る経済産業大臣の確認)
(略)

2 前項の確認を受けようとする中小企業者は、様式第二十による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。 一、四 (略) 五 特定代表者及びその親族(当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。)の戸籍謄本等	2 前項の確認を受けようとする中小企業者は、様式第二十による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。 一、四 (略) 五 特定代表者及びその親族(特定後継者及び当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。)の戸籍謄本等(前条第六号の新たに特定後継者となる者が見込まれる者がいる場合にあっては、当該新たに特定後継者となる者が見込まれる者が特定後継者又は特定代表者の親族であることを明らかにするものを含む。)
六、八 (略) 3 (略)	六、八 (略) 3 (略)
第十七条・第十八条 (略)	第十七条・第十八条 (略)
(権限の委任) 第十九条 (略) 2 第九条第一項から第三項まで、第十二条第十四項、第十三条及び第十六条から前条までの規定による経済産業大臣の権限は、申請者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。	(権限の委任) 第十九条 (略) 2 第九条第一項から第三項まで、第十二条第十三項、第十三条及び第十六条から前条までの規定による経済産業大臣の権限は、申請者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
第二十条 (略)	第二十条 (略)